

令和 8 年度小・中学校ICT支援業務委託に係るプロポーザル実施要項

蕨市教育委員会教育部学校教育課

令和 7 年 1 月

令和8年度小・中学校ICT支援業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 事業名

小・中学校ICT支援業務委託（事業）

(2) 事業内容

蕨市教育委員会及び蕨市立小学校7校、中学校3校 全10校、蕨市教育センターに対するICT支援業務

※「小・中学校ICT支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

（令和8年度小・中学校ICT支援業務委託）

2 参加資格

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

(1) 令和7年・令和8年度蕨市物品入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(4) 令和7年12月1日現在で、過去3年に本業務（自治体規模・常駐型支援・支援内容）と同等の請負業務実績を1件以上有していること。

(5) 支援委託に関する詳細な提案書を提出できること。

3 参加の申込み

(1) 申込場所

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号（蕨市役所3階）

蕨市教育委員会教育部学校教育課

TEL 048-433-7728 FAX 048-433-7731

メール gakukou@city.warabi.saitama.jp

(2) 受付期間等

令和7年12月10日（水）～令和8年1月13日（火）17：00

(3) 申込方法

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、持参により提出すること。

4 質問の受付

(1) 質問方法及び質問先

3 (1) に掲げる場所に対して、メールにより行うこと。

(2) 受付期限

令和8年1月14日（水）17：00まで

(3) 回答方法

質問内容を取りまとめ、令和8年1月20日（火）17：00までに、全ての参加有資格者に対してメールにより回答をする予定。

5 提案の受付

(1) 提出書類

このプロポーザルに対して提案をする者（以下「提案者」という）は、次に掲げる書類を市長に提出すること。

なお、提出する書類の様式は問わないが、日本工業規格A4列4番縦の用紙に横書きとし、左綴じでそれぞれ製本すること。

① 提案書（次に掲げる事項を記載すること）5部

ア 会社概要及び経営理念

イ ICT支援員の業務内容及び支援内容

ウ ICT活用促進に係るサポート体制

② 見積書 5部

(2) 提出方法及び提出先

3 (1) に掲げる場所に持参すること。

(3) 受付期間等

令和8年1月20日（火）～令和8年1月23日（金）17：00まで

(4) 参加の辞退について

参加有資格者がこのプロポーザルに提案をしない場合は、(3) の受付期間の最終日までに、市長に対し、辞退届を提出すること。

6 選考

(1) 選考の方法

蕨市小・中学校ICT支援業務委託に係る審査委員会（以下「審査委員会」という）が別に定める評価基準により行う。

(2) 第1次審査の実施

提案書を提出した者（以下「提案者」という）の数が3社を超えた場合に実施する。

なお、提案者の数が3社を超えない場合は、全ての提案者を第2次審査の対象とする。

① 選定基準

提案書の評価に基づき3社を選定する

② 審査結果の送付

令和8年1月29日（木）までに、全ての提案者に対して、文書により通知する。

(3) 第2次審査の実施

第1次審査の通過者に対してプレゼンテーションにより実施する。

① 実施日・会場・参加人数

令和8年2月9日（月）に蕨市役所5階 委員会室にて行う。プレゼンテーションの参加人数は2名までとする。

② プrezentation時間

各提案につき25分（提案説明及び質問のための時間を含む。）以内とする。

（内訳：プレゼン15分+ヒアリング10分）

③ 機器

プレゼンテーションに必要な機器は、提案者において用意すること。

（大型テレビ及びHDMIケーブルについては、本市で用意可）

④ 注意事項

プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案内容に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。プレゼンテーションにおいては、提案書でイメージをつかむことが難しい点又はアピールしたい点について説明を行うこと。

(4) 最優秀提案者の選定

審査会において、提案された内容について審査し、評価基準に基づく得点結果により、全ての提案者に対して順位付けを行い、最も得点の高い者を最優秀提案者とする。なお、評価の点数が同点の場合は、教育部長が選定するものとする。

(5) 選考結果の通知

第2次審査実施後1週間を目処に、全ての提案者に対して文書により通知する。

評価項目	評価の着眼点	
内容評価点 (80点)	会社について (20点)	<ul style="list-style-type: none">事業者の経営方針及び、各学校の教育の情報化推進を図るための基本方針小・中学校ICT支援委託業務実績
	小・中学校ICT支援業務に係る具体的な内容について (60点)	<ul style="list-style-type: none">ICT支援員の授業支援に係るサポート内容、具体的方策ICT支援員の教材作成に係るサポート内容、具体的方策ICT支援員の研修に係るサポート内容、具体的方策ICT支援員のICT活用促進に係るサポート内容、具体的方策ICT支援員のICT環境管理に係るサポート内容、具体的方策教育情報化コーディネーター、Google認定教育者等の在籍状況
価格評価点 (20点)	令和8年度小・中学校ICT支援委託業務の見積価格	

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお本業務に係る令和8年度の予算が成立しない場合には、契約を締結しないものとする。

8 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に係る書類の作成、提出等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、法令に定める場合を除き、提案者の承諾を得ないでこのプロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (3) このプロポーザルへの参加に係る書類作成のために蕨市から受領した資料等は、蕨市の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出された書類等は、蕨市小・中学校ICT支援業務にかかり、委託事業に関する業務を委託する業者を選定するための資料であり、その著作権等の主張は、認めないものとする。